



報道関係者各位

エコマーク「商業施設」認定基準案の 意見募集(パブリックコメント)を実施します

(公財)日本環境協会(住所:東京都千代田区、理事長:森嶋 昭夫)が運営するエコマークは、新たに制定する No.509「商業施設」認定基準について、幅広く消費者・事業者の皆様方からご意見を聞くために、8月3日付で認定基準案を公開し、意見募集(パブリックコメント)を実施しますので、お知らせいたします。

◇ No.509「商業施設 Version1」(新規)について

エコマークでは、これまで「小売店舗」、「ホテル・旅館」、「飲食店」などの主要なサービスの認定基準を制定してきましたが、昨今ではそれら単体の施設ではなく、複数のテナント店舗の集合体である「商業施設」がディベロッパー主導で計画的に開発されており、これまでの個々の認定基準で評価することが難しいという課題が出てきました。そこで、今回、主にディベロッパー側の取り組みを評価する基準の検討を行い、No.509「商業施設」認定基準案として公開いたします。

●認定基準案のポイント●

<適用範囲>

日本標準産業分類(総務省)における貸事務所(6911)のうち、貸店舗業に該当する施設が対象で、一般的に「ショッピングセンター」、「アウトレットモール」、「ファッションビル」、「駅ビル」などと呼ばれる施設の運営管理を行うディベロッパー等の申し込みを想定しています。なお、本基準に示す取り組みを主体的に行っている当該施設の核となるテナント(小売事業者など)も対象にしています。

<申込区分>

申込区分(申込単位)は、1施設毎としています。

<認定の基準>

「建物・周辺環境への配慮」や「テナントとの協力体制」などのカテゴリに関する基準項目を設定するとともに、積極的に評価ポイント数に重み付けを行っています。

■ 認定基準案とご意見の募集: <https://www.ecomark.jp/nintei/public/>

■ ご意見の受付期間: 2020年8月3日(月)~9月1日(火)

■ ご意見送付先: エコマーク事務局 E-mail: info@ecomark.jp

FAX:03-5829-6281

<本件に関するお問い合わせ>

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課

〒101-0032 東京都千代田区岩本町 1-10-5 TMMビル 5階

TEL:03-5829-6284

<エコマークについて>

国際標準化機構の規格 ISO14024「タイプ I 環境ラベル制度」に基づく認定制度です。1989年に創設され(公財)日本環境協会が運営しています。環境への負荷が少ないなど、環境保全に役立つと認められる商品やサービスにつけられ、消費者が暮らしと環境の関係を考え、環境保全の面でより良い商品を選びやすくすることを目的としています。エコマーク事務局ホームページでは、最新情報を随時アップしています。

<https://www.ecomark.jp/>